

ポジションペーパー

2020年7月22日 ICA 理事会承認

社会的連帯経済(SSE)の主要な構成要素の一つとしての協同組合

■ 背景

過去数十年の間に、社会的連帯経済(以下、SSE)の概念は、地球上のすべての大陸におけるさまざまな国々で広く普及し、法的枠組み、公共政策、行政の熱心な努力によって急速に制度化されつつあります。

国際社会では、SSEに関する政策は、国連とその機関をはじめ、経済協力開発機構(OECD)、EU諸機関など、多くの国際機関によって取り入れられてきました。国連は、2013年に社会的連帯経済に特化したハブ組織として、「SSEに関する国連機関横断タスクフォース(UNTFSSSE)」を設立しました。

UNTFSSSEでは、「SSEは、明確な社会的目的(多くの場合、環境上の目的を含む)を持つ幅広い組織や企業によって提供される商品やサービスを指す。SSEを担う組織は、協同、連帯、倫理、民主的な自己管理といった原則に基づく。」としています¹。

UNTFSSSEによって認められた既存の法的枠組みによれば、SSEを担う組織や事業体には、次の特徴があります：

- 自発的で開かれたメンバーシップ
- 民主的運営
- 自治
- 起業家的精神
- メンバーや社会に資するサービスの提供と、持続可能な開発のための剰余金の再投資

SSEの担い手には、協同組合や相互扶助組織のほか、女性の自助グループ、地域の森林管理組織、社会給付組織やいわゆる「見守りサービス」、フェアトレード組織、インフォーマルセクターの労働者の団体、社会的企業、地域通貨や代替金融スキームなど、さまざまな種類の組織が含まれます²。

¹ UNTFSSSEのポジションペーパー「SSEと持続可能な開発の課題」(2014年)
<https://unsse.org/2014/09/08/tfsse-position-paper-social-and-solidarity-economy-and-the-challenge-of-sustainable-development/>

² <https://unsse.org/>

■ ICA とは

国際協同組合同盟(ICA)は、1895年に設立された独立した非政府組織で、世界の協同組合を結びつけ、代表し、奉仕するために設立されました。ICAは、協同組合のための、また協同組合に関する世界的な意見をまとめ表明するとともに、協同組合のための、また協同組合に関する知見、専門知識、連帯した行動のための交流の場を提供しています。ICAには、農業、工業、サービス、銀行、小売、漁業、健康、住宅、保険など、経済のあらゆる分野の国際的あるいは各国内の協同組合組織が加盟しています。ICAには100カ国以上の国に会員を持ち、世界の10億人の組合員を代表しています。協同組合は、「人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とします」³。協同組合は、第一に、自分自身の社会経済的な基本的ニーズ(生産、仕事、消費、居住、金融、公共サービス、健康、教育など)と自分がくらすコミュニティの基本的ニーズをかなえる人びとの民主的な組織であるという側面と、第二に、共同で所有され民主的に運営される事業体であるという側面との二重性によって、社会的統合、仕事の創出、貧困の削減に大きく貢献しています。2012年を国際協同組合同年とする国連総会宣言⁴、社会開発における協同組合に関する国連総会決議⁵、ILOによる協同組合の促進に関する勧告第193号(2002年)⁶、欧州における協同組合の促進に関する通知⁷は、すべて経済的・社会的発展における世界各地での協同組合の貢献を評価しています。

ICAが発行する2019年の「世界協同組合モニター」によれば、世界の上位300の協同組合・相互扶助組織の事業高の合計は2兆349億8千万ドルとされています。協同組合は、持続可能な経済成長と安定した質の高い雇用に貢献しており、世界で2億8千万人以上、すなわち世界の雇用人口の約10%にあたる人々に仕事や仕事の機会を提供しています。協同組合の組合員は人類の12%を超えています⁸。こうした数字に加えて、協同組合運動は、1895年以来、ICAとその傘下の多様な地域組織、部門別組織、テーマ別組織を中心として、協同組合の定義・価値・原則——これらは相互にリンクし、統合され、不可分で、国の実情、国力、各国の優先課題によらず普遍的に適用可能なものです——で構成されるアイデンティティによって統治される世界共通の協同組合モデルとともに、世界の協同組合の連帯のもとでの組織的な存在として発展してきました。

³ 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(<https://www.ica.coop/en/cooperatives/cooperative-identity> 参照)。この定義は、2002年のILOによる協同組合の促進に関する勧告(第193号)にも含まれている(https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:R193 参照)。訳注:同勧告の日本語訳は https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239370/lang--ja/index.htm 参照。

⁴ 国連総会は、協同組合の社会経済開発への貢献に光をあて、貧困削減、雇用創出、社会的統合への貢献を認識し、2012年を国際協同組合同年と宣言した。

⁵ 社会開発における協同組合に関する国連総会決議47/90(1992年12月16日)、49/155(1994年12月23日)、51/58(1996年12月12日)、54/123(1999年12月17日)、56/114(2001年12月19日)、58/131(2003年12月22日)、60/132(2005年12月16日)、62/128(2007年12月18日)、64/136(2009年12月18日)、65/184(2010年12月21日)、66/123(2011年12月19日)、68/133(2013年12月18日)、70/128(2015年12月17日)、72/143(2017年12月19日)、74/119(2019年12月18日)。

⁶ 2002年に採択されたILOによる協同組合の促進に関する勧告(第193号)。

⁷ 欧州委員会から欧州理事会、欧州議会、欧州経済社会委員会、地域委員会あての欧州における協同組合の促進に関する通知。

⁸ <https://monitor.coop/en>

■ 協同組合の SSE への貢献

以上のことが、なぜ協同組合が世界の経済・社会の重要な担い手であり、したがって SSE のなかの主要な構成要素の一つであることを、明らかにしています。

ICA は、協同組合運動を代表してオブザーバーとして UNTFSSSE に積極的に参加し、国際レベルや国連システム内での SSE の推進、他の世界的な SSE 組織との強力なパートナーシップの構築に尽力しています。

協同組合運動は、SSE の歴史的起源とされる 1830 年代からずっと、SSE を構成する主要な制度的支柱の一つであり続けており、SSE の概念の現代的な復興に積極的に取り組んできました。さまざまな名称のもと、多くの新たな SSE の活動が生まれており、その多くは、ガバナンスと運営において、協同組合に非常に近いものです(上記の SSE 共通の特徴を参照)。ICA としては、これらの SSE 共通の特徴——SSE 組織によって広く活用され、多くの法的枠組みに明記されています——は、協同組合の中心的アイデンティティのかなりの部分と共通していることを認識しています⁹。協同組合運動は、これら SSE 共通の特徴——それはあらゆる事業体や組織が創り出すことのできる社会的インパクトだけには還元できません——を強く支持します。SSE の、特に SDGs の達成におけるその否定しえない社会的貢献が評価されるだけでなく、その社会的革新の真の源であるところの際立った共通の特徴が評価されること、また、この世界における——とりわけこの私たちが生きるこの未曾有の世界的危機に直面するなかでの——変革の力が評価されることが、重要です。

■ ICA の立ち位置

ICA は、SSE に関する国連決議に向けた UNTFSSSE の取り組みを歓迎し、支持します。私たちは、SSE が、人類と地球に肯定的なインパクトを与え、包摂的で持続可能な発展に非常に重要な貢献をしていることを評価します。協同組合は、重要な SSE の担い手として、SDGs の経済・社会・環境の各側面において、国連の 2030 アジェンダと SDGs の実現に効果的に貢献することを約束します。私たちは、SSE の貢献は、上に述べた SSE 共通の特徴に由来することを強調したいと思います。したがって、(今後採択される)国連決議は、SSE 共通の特徴の重要性を認識すべきです。

ICA は、UNTFSSSE による SSE の定義を支持します。その際、上述の SSE の特徴を持つ組織はすべて SSE に含めるべきであり、協同組合は SSE の一部であることが常に明記されるべきと考えます。

私たちは、協同組合を含む、SSE に含まれる様々な担い手の特性とニーズが考慮されるように、担い手に着目したアプローチに基づいた、SSE 促進のための活動しやすい環境と支援を求めます。SSE の組織や事業体はその使命に従って発展していくために、SSE の組織・事業体は、健全性を担保するしっかりとした規制を伴った活動しやすい盤石な環境——それは民主的運営、自治、自主的で開かれた組合員制を守るものです——を必要としています。とはいえ、私たちは、SSE に関する政策の形成や採択は、各国の既存の協同組合法制や政策に取って代わるべきものではないことを強調しなければなりません。

⁹ SSE に関するフランス、スペイン、ケベック(カナダ)、ワローニア(ベルギー)。